

令和7年3月19日

十日町市市民福祉部福祉課

十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の読み替えについて

令和7年1月22日公布の介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第11号）により、標記計画を下記のとおり読み替えるものとする。

記

1 介護保険法施行令の改正内容

介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額を見直す。（施行令第38条及び第39条関係）

2 施行期日

令和7年4月1日

3 読み替える計画の内容

計画書113ページ「第5章 4. 介護保険料の設定（4）所得段階別保険料の見込」の下表、第1段階、第2段階及び第4段階の要件（前年の所得等）欄について、令和7年4月1日より「80万円」を「**80.9万円**」に読み替える。

（下線部分が読み替え箇所）

住民税課税状況		要件（前年の所得等）	所得段階	基準額に対する割合	月額保険料（円）	年額保険料（円）
世帯員	本人					
非課税	非課税	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額+課税年金収入額が <u>80万円</u> 以下の人	第1段階	0.285 (0.455)	1,796	21,546
		合計所得金額+課税年金収入額が <u>80万円</u> を超えて120万円以下の人	第2段階	0.485 (0.685)	3,056	36,666
		合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	第3段階	0.685 (0.690)	4,316	51,786
課税		合計所得金額+課税年金収入額が <u>80万円</u> 以下の人	第4段階	0.900	5,670	68,040
		第4段階に該当しない人	第5段階	1.000	<b>6,300</b> 【基準額】	<b>75,600</b> 【基準額】
(略)						